

## 鏡野町公告第26号

鏡野町国民健康保険病院 敷地内保険薬局整備・運営事業を行うに当たり、公募型プロポーザルにより事業者の選定を行うので、次のように公告する。

令和6年4月17日

鏡野町長 山崎 親男

### 記

#### 1. 事業の目的

鏡野町国民健康保険病院（以下「病院」という。）では、病院施設の新築移転にあたり病院敷地内に保険薬局（以下「薬局」という。）の設置を行う。

患者を始めとした病院利用者のサービス向上を図り、また、病院経営の安定化、あわせて院外処方の方の更なる拡充を計画している。このことから薬局を開設する事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

#### 2. 事業概要

##### (1) 事業名称

鏡野町国民健康保険病院 敷地内保険薬局整備・運営事業

##### (2) 事業内容

事業者が病院の敷地の一部を賃借し、すべての費用を負担して薬局を開設するために必要な設備及び建物等を整備し、所定の期間にわたり当該薬局を運営する。

##### (3) 事業予定地

① 所在地：岡山県苫田郡鏡野町円宗寺38番地1 38番2 38番3 のうち  
250㎡

② 土地所有者：鏡野町（取得予定）

##### ③ 公法上の規制

###### ア. 都市計画法

都市計画：都市計画区域内

用途地域：無指定、未線引き

防火地域：指定なし

###### イ. 建築基準法

建ぺい率：60%

容積率：200%

(4) 公募する薬局（事業者）の数 1店舗

(5) 担当部署

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地

鏡野町役場 総合政策室

TEL：(0868) 54-2983 (直通)

FAX：(0868) 54-2988

E-mail：seibi-hp@town.kagamino.lg.jp

### 3. 事業の基本事項

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 地域包括ケアシステム確立のための、かかりつけ薬局（地域薬局）の推進に向け、薬局と地域薬局との良好な連携を目指すものであること。
- (3) 事業者の資金と運営能力によって施設整備、維持管理、運営を行うことで病院の調剤業務の軽減を図れる者であること。
- (4) 事業者は、患者の利便性を向上させる場を提供するため、本要領の内容を満たす範囲で、別紙「配置図」に示す敷地内に薬局を設置するものとし、詳細な位置、面積および利用者の動線については、病院管理者との協議により決定するものとする。
- (5) 薬局の営業に必要な許認可を営業開始日までに取得すること。また、手続にかかる諸費用については事業者の負担で行うこと。
- (6) 防犯及び防災の管理について必要な対応を行うと共に、病院管理者と十分協議して実施に当たるものとする。
- (7) 新病院の竣工予定は令和9年度中であるが、令和6年度において岡山県との開発協議を行う必要があるため、本プロポーザルにより事業者を選定する。

### 4. 貸付地の条件

- (1) 本要領において選定された事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第1号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5に規定する行政財産の貸付けに係る契約を締結する候補者となるものとする。
- (2) 病院管理者は、本件貸付地を借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する事業用定期借地権の設定で事業者へ貸付け、事業者はこれを借り受けるものとする。
- (3) 貸付期間は、薬局設置工事着手月の初日から20年間とする。また、契約期間満了後の更新については、病院管理者と事業者が協議するものとする。
- (4) 貸付料は、契約締結時の近傍類似の公示価格や実勢価格を参考に協議の上決定するものとする。ただし、著しく価格が下落した場合は、貸付料が変更できるものとする。また、支払方法、支払期日等は、契約締結時に協議を行う。
- (5) 本件貸付地について、貸付けに伴う権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入し若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸しをしてはならぬ

- い。ただし、あらかじめ、病院管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (6) 本貸付地は、薬局の開設、維持管理及び運営以外の目的に使用してはならない。
  - (7) 契約締結の手續に必要な費用は、事業者の負担とする。
  - (8) 貸付料とは別に課せられた公租公課は、事業者の負担とする。
  - (9) 貸付期間満了後は、原則として原状に復した上、返還しなければならない。ただし、病院がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
  - (10) その他必要な事項については、契約締結時に協議の上定める。

## 5. 建物等の整備の条件

- (1) 薬局の設置に必要な設計費、工事費、機器・備品費及びそれらに伴う手續費用等一切は、事業者が負担すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条に規定する建物を整備すること。
- (3) バリアフリー及びユニバーサルデザインに対応した建物を整備すること。
- (4) 薬局建物の外観やデザインについて、工事着手前に病院管理者と協議すること。
- (5) 本件貸付地周辺は、関連工事（新病院建築工事等）が実施されるため、それらの関連工事との調整の上、施工すること。また、関連工事との調整のため、必要に応じ新病院建築工事等の打ち合わせに出席すること。
- (6) 上下水道、電気、ガス、通信設備等を接続する際は、病院管理者及び関係機関と協議すること。上下水道については、病院整備事業の実施に伴い管路敷設するためこれを使用すること。
- (7) 薬局の開設時期は、病院管理者が指定する日（新病院の開院日）に合わせることに。

## 6. 応募資格

本事業に応募することのできる事業者は、業務を実施するにあたり、必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手續開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手續開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (5) 本事業の永続性及び安定性を確保するため、財務状況、損益状況及び資金状況に問題のない健全な財務体質を有すること。

- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成26年法律第79号）第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (7) 病院の診療に応需することができる調剤機能を有すること。
- (8) 災害時においても必要な薬剤等の供給が可能であること。

## 7. 参加表明書及び企画提案書の提出書類

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（任意書式。ただし、2枚以内とする。）
- ③ 登記事項証明書
- ④ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類
- ⑤ 財務諸表（直近3ヶ年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュフロー計算書）
- ⑥ 薬局営業実績書（様式2）
- ⑦ 企画提案書（様式3）
- ⑧ ⑦をPDF化し、保存したCD-R

(2) 提出期間：令和6年5月8日（水）～5月15日（水）午後4時まで

(3) 提出先：上記2（5）に掲げる担当部署

(4) 提出部数： ①～⑥ 正本1部

⑦ 正本1部 副本7部

⑧ 正本1部

(5) 提出方法：郵送又は持参により提出すること。

（郵送の場合は、書留等発送の事実を証明することができる方法。提出期限日必着のこと。）

### (6) 提出書類の作成要項

- ① 用紙サイズをA4縦判、横書きとする。
- ② 提出書類①～⑧正本1部は、A4フラットファイルへ順に綴ること。
- ③ 作成費用については、選定結果に関わらず事業者の負担とする。

### (7) 提出された書類の取扱い

- ① 提出された書類は、原則非公開とする。
- ② 提出された書類は、返却しない。
- ③ 提出された書類は、企画提案内容審査以外に使用しない。
- ④ 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- ⑤ 提出された企画提案書の訂正、追加及び再提出は原則認めない。
- ⑥ 著作権は、原則としてそれぞれの参加者に帰属する。ただし、審査によって優先交渉権者に採用された企画提案書の著作権は、鏡野町に帰属する。

## 8. 募集要領等に対する質疑の受付及び回答

- (1) 提出期間：令和6年4月17日（水）～4月30日（火）午後4時まで
- (2) 提出先：上記2（5）に掲げる担当部署
- (3) 提出方法：質問書（様式4）により電子メールで提出のこと。

なお電子メール送信の際は、件名に「鏡野町国民健康保険病院敷地内保険薬局整備・運営事業に関する質疑」と記した上で送信し、必ず受信の確認を行うこと。文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

- (4) 質疑に対する回答については、令和6年5月8日（水）午後4時までに鏡野町のホームページ上に掲載する。

## 9. 辞退について

書類提出後に辞退する場合は、担当部署に速やかに連絡するとともに、参加辞退届（様式5）を書面にて提出すること。

## 10. 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ① 応募要件を満たさない場合、若しくは覚書締結までに、参加資格要件に掲げる事項を満たさなくなったとき。
- ② ヒアリングに出席しなかった場合。
- ③ 本プロポーザルに関して公正な競争が妨げられるような記載又は行為等があった場合。
- ④ 虚偽の内容が記載されていたとき。

## 11. 説明会の開催

本業務に関する説明会は開催しない。個別に現地調査等を行う場合には、近隣居住者、通行人等に迷惑が掛からないように十分注意すること。

## 12. 優先交渉権者の選定方法等

優先交渉権者の選定は、審査会の審査により決定し、最も優秀な企画を提案した事業者を優先交渉権者とする。

### (1) 選定方法

優先交渉権者の選定は、審査会の審査によって決定する。審査会は、町長が選任する審査委員が審査基準（公表はしない）を基に企画提案書とヒアリング結果とを合わせて審査し、最も評価が高い企画提案者を優先交渉権者として選定する。

### (2) ヒアリングの実施

上記7(1)に掲げる参加表明書、企画提案書を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施する。

プレゼン時にプロジェクターを使用する場合は、町で用意した、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルを使って説明を行うものとする。

その他、ヒアリング審査の実施概要は以下のとおり。

項目	内容
実施日	令和6年5月27日(月)午後(予定)
実施場所	鏡野町役場内 危機管理センター(予定)
ヒアリング内容	・1者につき30分(説明15分以内、質疑15分程度)を予定。 ・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とする。 ・出席者は3名以内とする。 ・ヒアリングの日時・場所等は、別途通知を行う。

### (3) 審査結果の通知

- ① 結果は令和6年5月29日(水)に電子メール及び書面により通知する。(予定)
- ② 優先交渉権者に選定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。
- ③ 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### (4) 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者の場合においてもプロポーザル審査を実施する。ただし、この場合において評価点数が6割以上の評価点を得た場合に限り優先交渉権者に特定する。また、提案者が無い場合における取扱いは、審査会にて決定する。

## 1.3. 選定後の手続

選定の結果、病院は優先交渉権者(又は次順位者)と条件等の協議を行い、両者合意に至った場合は、その協議結果を基に契約条件の詳細を含めた覚書を締結する。

## 1.4. 病院の概要(令和6年4月1日現在)

- (1) 名称 鏡野町国民健康保険病院
- (2) 所在地 岡山県苫田郡鏡野町寺元365番地
- (3) 病床数 一般病床 48床 療養病床 40床
- (4) 診療科目 6診療科  
(内科、小児科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科)
- (5) 外来診療日及び時間(令和5年4月現在)
  - ① 月、火、水、金曜日、(祝日、年末年始を除く) 9時~17時まで
  - ② 木、土曜日(祝日、年末年始を除く) 9時~12時まで

③ 日曜日、祝日、年末年始における輪番制休日当番医

(6) 処方箋発行枚数、時間外受付患者数等

年度	1日平均外来患者数	1日平均処方箋発行枚数	時間外受付患者数
平成30年度	255.4人	164.0枚	1,699人
令和元年度	248.2人	159.9枚	1,600人
令和2年度	220.3人	144.2枚	642人
令和3年度	226.6人	144.2枚	591人
令和4年度	225.3人	145.5枚	711人
令和5年度	211.5人	133.3枚	1,147人

15. その他留意事項

- (1) 事業者は、病院から情報公開、調査及び報告等を要請した場合は、速やかにこれに応ずるものとする。
- (2) 本要領に係る手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本要領及び企画提案書に記載されていない事項については、協議により定める。

16. プロポーザルの主なスケジュール

公告	令和6年4月17日(水)
質疑受付期間	令和6年4月17日(水)～令和6年4月30日(火)
質疑への回答	令和6年5月8日(水)
参加表明書及び企画提案書提出期間	令和6年5月8日(水)～令和6年5月15日(水)
ヒアリング実施予定日	令和6年5月27日(月)
特定結果通知予定日	令和6年5月29日(水)
覚書締結	令和6年6月上旬